

3D都市モデルを活用した街歩きARコンテンツ開発業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、過年度に周南市が整備した3D都市モデル（PLATEAU）を活用し、徳山駅から徳山動物園までのエリア（周南市都心軸地区）を対象としたAR（拡張現実）コンテンツを開発するものである。

本コンテンツを通じて、周南市民や県内外からの観光客に新たな街歩きの楽しみを提供し、周南市都心軸地区のにぎわい創出や回遊性の向上、滞在時間の延長等による地域の活性化を図るとともに、本事業で創出したユースケースを県内各市町へ共有・展開することで、県内の3D都市モデルの利活用を促進し、各地域の課題解決や魅力向上に繋げることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

3D都市モデルを活用した街歩きARコンテンツ開発業務委託

(2) 履行場所

山口県周南市都心軸地区

(3) 業務内容

①計画準備

②3D都市モデルを活用したARコンテンツの開発

③開発したARコンテンツの公開・運用

④効果測定及び報告書作成

(4) 委託費の上限

9,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日までとする。

(6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。なお、本業務における「主たる部分」は山口県業務委託共通仕様書第1128条第1項に示すとおりである。ただし、同共通仕様書第1128条第2項に規定する「軽微な部分」は除く。

(7) その他

本業務においては、参考見積書の提出を求め、予定価格に反映させる。

3 応募資格

3.1 応募主体の条件

この業務に応募できる事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国や地方公共団体、観光協会が発注した、にぎわい創出や回遊性の向上、滞在時間の延長等による地域の活性化につながるARコンテンツに関する事業や実証を行う業務を受注した実績のある法人または団体であること。

- (2) 単独、あるいは、複数の企業等が連携した応募主体（以下、「共同体」という）であること。
- (3) 応募主体が共同体の場合は、本業務の全体統括を行う代表団体を設置し、業務管理や山口県との窓口として、進捗などの報告を行うこと。代表団体は、山口県との委託契約における受託者として、契約責任を有する。また、法人格を有する民間事業者または団体であること。
- (4) 公募の日から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (5) 公募の日から企画提案書の受領期限までの間のいずれの日においても、山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。
- (9) 業務管理責任者を選出すること。

3. 2 代表団体（単独企業申請の場合は当該企業を指す）

代表団体は、自ら事業を実施するとともに、当該事業の運営管理、安全管理等を行う母体としての機関であり、また、山口県との委託契約における受託者として、契約責任を有する。したがって、代表団体は、以下の要件を満たすことが必要である。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約を取り消すことがあるので留意すること。

<資格要件>

- (1) 日本国内に拠点を有していること。
- (2) 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
- (3) 山口県と委託契約を締結できること。また、複数の企業等が連携した応募主体（共同体）である場合は、参加団体との委託契約を締結できること（注1）。
- (4) 代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。
- (5) 過去に法令違反などの業務遂行上の事象が発生していないこと。
- (6) 代表団体は、業務管理責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後速やかに県へ報告すること。原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、県に申し出ること。

(注1) 代表団体と参加団体が締結する委託契約においても、山口県との委託契約に準拠する。

4 開発したARコンテンツの公開・運用にかかる条件

- (1) 実施期間：令和8年11月2日（月）～令和9年2月28日（日）
※想定運用期間は4ヶ月程度で発注者と協議し決定すること。
※実施効果等によって、運用開始時期の変更や期間が短縮されることについても可能とする。
- (2) 実施場所：山口県周南市都心軸地区
- (3) 他のイベントの日程を調査するなどして、効果的な実施を提案すること。
- (4) 運用前には試行期間等を設け、発注者の確認を受けること。
- (5) ポスター・チラシの作成、SNS配信及びデジタル広告等の広報を別途実施予定であることから、その広報資料として必要な素材等の提供を行うこと（広報費用は本業務に含まれないものとする）。

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年5月15日（金）	質問書の提出期限
5月20日（水）	参加表明書の提出期限
5月27日（水）	企画提案書の提出期限
6月2日（火）	プレゼンテーション
6月中旬頃	審査結果の通知、委託契約の締結

6 手続き等

本業務に関する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 担当部局（提出先）
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県土木建築部都市計画課市街地整備班（担当：山根、田中）
TEL：083-933-3725
FAX：083-933-3749
E-mail：a18400_03@pref.yamaguchi.lg.jp
- (2) 提出方法
書面、電子メール又は電子媒体（CD-RまたはDVD）を持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）
- (3) 関係資料の配布
以下に示す関係資料については、山口県土木建築部都市計画課のホームページに掲載するので、該当のページからダウンロードすること。
 - ① 3D都市モデルを活用した街歩きARコンテンツ開発業務委託プロポーザル実施要領
 - ② 3D都市モデルを活用した街歩きARコンテンツ開発業務委託プロポーザル特記仕様書
 - ③ 参加表明書【様式1】
 - ④ 企画提案書【様式2-1～2-2】
 - ⑤ 業務実績【様式3】
 - ⑥ 辞退届【様式4】
 - ⑦ 質問書【様式5】

6. 1 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年5月20日(水)午後4時まで(必着)
- (2) 提出書類

参加表明書【様式1】

6. 2 企画提案書等の提出

- (1) 3D都市モデルを活用した街歩きARコンテンツ開発業務委託特記仕様書(以下「特記仕様書」と記す。)に基づく企画提案として、以下の内容を簡潔にまとめ、企画提案書【様式2-1】に添えて提出すること。
- (2) 実施方針・実施体制・工程計画・都心軸周辺の回遊性の向上や滞在時間の延長等による地域の活性化につながる企画提案について、簡潔に記載すること。【様式2-2】
 - ・本業務を実施するにあたっての方針を記述すること。
 - ・特記仕様書に記載した街歩きARコンテンツ及びその運営・運用について、具体的に記述した企画提案とすること。
 - ・次年度以降に同規模で運用を行う場合の費用や、予算規模や周南市内の運用区域等を替えて実施する場合の提案も記述すること。
 - ・本業務の実施体制を記述すること。
 - ※配置する担当者の氏名、実績、役割等を適宜記載すること。
 - ・本業務の実施手順を示す工程計画を記述すること。
- (3) 業務実績【様式3】

にぎわい創出や回遊性の向上、滞在時間の延長等による地域の活性化につながるARコンテンツに関する事業や実証を実施した実績を記載すること。
- (4) 可能な限り内容を簡潔にまとめること。
- (5) 提案内容を説明するため、必要に応じて図面、イラスト、写真等を挿入すること。

ただし、詳細な図面を求めるものではない。
- (6) 原則としてA4判とする。

ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とする。紙で提出する場合は、ヨコ型・左綴じ・片面印刷とすること。
- (7) 表紙及び目次を添付し、ページ番号を記載すること。
- (8) 企画提案は1者1提案とし、提出後の訂正及び差し替えは認めない。
- (9) 提出期限 令和8年5月27日(水)午後4時まで(必着)

6. 3 参考見積書(内訳書含む)【様式自由】

本要領2に示す委託業務の概要及び特記仕様書の記載内容を踏まえて、業務実施に必要な経費を算出した見積書(様式自由)を1部提出すること。

- ・参考見積書は、提示した業務内容と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。
- ・参考見積書の業務価格(税抜き)は千円単位とすること。
- ・参考見積書は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。また、別途、消費税及び地方消費税の額を記載すること。

6. 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年5月15日(金)午後4時まで(必着)
- (2) 提出方法

メール送信（質問書【様式5】のデータファイルをメール添付し、電話等による受信確認を行うこと）、持参、FAX送信又は郵便（簡易書留等配達記録が残る方法によること。期限までに必着。）により提出することができる。ただし、軽微な内容の質問等については、この限りではない。

(3) 回答方法

令和8年5月19日(火)までに山口県土木建築部都市計画課のホームページに掲載する。

※質問及び回答について、原則、口頭による個別対応は行わない。

※「周南市情報セキュリティ対策基準」、「周南市クラウドサービス利用基準」については、非公開情報のため、提供の際にはホームページに掲載せず、参加者が誓約書を記載のうえ、個別に提供することとする。なお、その他の機密情報を含む資料を提供する際も同様の対応とする。

6. 5 企画提案書に関するプレゼンテーションの実施方法

- (1) プレゼンテーションはオンライン会議システム（Microsoft Teams）にて、令和8年6月2日（火）に実施予定である。時間等については別途提案者ごとに通知する。
- (2) 出席者は公募型プロポーザル参加資格を有している事業者（事前にプレゼンテーションの参加案内があった事業者）とし、オンライン会議システム（Microsoft Teams）への入室は3名までとする。
- (3) プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容とし、使用する資料は、提出した企画提案書のみとする。なお、1提案者当たりの説明時間は15分以内とし、質疑応答は15分とする予定である。

6. 6 最優秀提案者の特定

企画提案書は、「7 企画提案書の評価基準」に基づいて「9 審査委員会」が審査し、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、最高得点者を最優秀提案者として特定する。

6. 7 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に対して通知する。なお、審査結果に係る説明は行わない。

6. 8 随意契約に係る見積書の徴収

審査委員会が特定した最優秀提案者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴収の相手方とする。ただし、最優秀提案者に事故等があり、見積書の徴収が不可能となった場合等においては、次点のものを見積書の徴収の相手方とする。

6. 9 契約相手方の決定方法

- (1) 契約担当者は、6. 8の見積書により、予定価格の制限の範囲内で契約を締結する。
- (2) 最優秀提案者が2人以上あるときは、当該者から見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者を契約の相手方とする。
- (3) 前項の規定により最低の価格をもって見積をした者が2人以上あるときは、書面によるくじにより契約相手方を決定する。書面によるくじを実施する場合は、対象者に場所及び日時を別途通知する。
- (4) 参加表明書提出後、6. 8の見積書を提出するまでの間であれば辞退はいつでも可能である。なお、辞退を行う場合には、【様式4】を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出することとする。提出場所は6（1）に同じ。

※6. 8の見積書を提出後、辞退する場合は、辞退した者に対して指名停止の措置を行う場合がある。

7 企画提案書の評価基準

(1) 企画提案書の評価項目、評価基準及び項目別配点は、以下のとおりである。

評価項目	評価基準	配点	係数	点数
1	<基本方針> ・本業務の目的を理解し、目標の実現に向け、ターゲット層に有効なコンセプト、具体的で実現可能な提案になっているか	5	3	15
2	<目標達成> ・開発するプロダクト等の運用手法が効果的で、回遊性を向上させるための提案内容になっているか { 体験スポットの数や設置場所について 動物等のモチーフの数と種類、演出の内容 学習機能やコレクション機能の内容 } ・次年度以降の対応方針は、プロダクト運用後の効果及び満足度を踏まえた効果的な内容になっているか	5	3	15
3	<運用期間・時期> ・実施効果の高い期間設定になっているか	5	2	10
4	<3D都市モデルの効果> ・周南市の観光コンテンツ（動物等）と3D都市モデルを組み合わせた効果的なプロダクト提案になっているか	5	3	15
5	<3D都市モデルの特性> ・3D都市モデル（地理空間データの1つで、正確性が高く、詳細な属性情報も含まれている）の特性を生かしたプロダクト開発になっているか	5	3	15
6	<次年度以降の取組内容> ・次年度以降に同規模で運用を行う場合の所要経費は妥当か（効率化が図られているか） ・次年度以降に予算規模や周南市内の運用区域等を替えて実施する場合の提案は魅力的か	5	3	15
7	<実施体制> ・責任者、役割分担等が具体的に示され、にぎわい創出や回遊性の向上等を目的とするプロダクト開発の実績を活かす等、本業務を確実に履行する体制か	5	1	5
8	<業務執行スケジュール> ・開発したプロダクトの運用までのスケジュールが、明確かつ計画的で無理のないスケジュールになっているか	5	1	5
9	<イニシャルコスト（次の算定式）> ・配点（5点）×（提案者中の最低見積金額）／（当該提案者の見積金額） ※小数点以下四捨五入	5	1	5
評定点合計（100点満点）				100

※評点の考え方は、次の評価に係数を掛けた点数とする。

点数	1	2	3	4	5
評価	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている

※各審査員の評価点の合計点が満点（100点×委員数）の6割に満たない場合は失格とする。

※9項目の評価項目の内、2項目以上で「非常に劣っている」の評価が付いた事業者は失格とする。

※見積額が委託費の上限を超えた場合は失格とする。

(2) 提案内容に基づく業務の実施

企画提案について、採用した提案内容を契約書特約事項とするとともに、業務計画書に明記し、その内容を適切に履行するものとする。

8 企画提案書の作成上の基本事項及び作成方法

(1) 企画提案書作成上の基本事項

本実施要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書、又は本実施要領及び別添の書式に示された条件に適合しない企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。また、「3 応募資格」を満たさない者の企画提案書は無効とする。

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案書の様式は6. 2に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

9 審査委員会

審査は、3D都市モデルを活用した街歩きARコンテンツ開発業務委託プロポーザル審査委員会において、提出書類について行う。

10 失格

下記のいずれかに該当する場合には失格するとともに、指名停止の措置を行うことがある。

- (1) 審査委員に直接的、間接的に問わず連絡を求めた場合
- (2) 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (3) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

11 契約事項

- (1) 受託者は、業務管理責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後速やかに県へ報告すること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに、実施方法を取りまとめた業務計画書（任意様式）を作成し、県の承認を得ること。
- (3) 業務が完了した際には、成果物の様式、記載内容について、事前に県と協議し承認を得た上で、業務完了報告書及び成果物を提出すること。
- (4) 委託料の支払いは、業務完了後の一括払いとする。
- (5) 契約保証金の納付は免除する。

12 その他

- (1) 関係資料に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関係資料に虚偽の記載をした場合には、関係資料を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。また、提出された関係資料が下記のいずれかに該当する場合には、原則としてその関係資料を無効とする。
 - ・提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - ・実施要領に指定された項目に適合しない場合

- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- ・内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合
- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容の場合
- ・その他未提出又は不備がある場合
- ・業務内容に対して参考見積が大きく乖離している又は不適切な場合
- ・参考見積の金額（消費税及び地方消費税を含む）が2（4）に示した金額を超える場合

(3) 関係資料の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された関係資料は返却しない。

(5) 提出された企画提案書は、本業務受託候補者の選考以外に企画提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、山口県情報公開条例第5条に基づき公開する場合がある。

(6) 関係資料の提出後において、原則として関係資料に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した業務管理責任者は、原則として変更できない。但し、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(7) 最優秀提案者に選定され契約の相手方となった者は、原則として、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示に基づく資格審査において、「システムの設計・開発」及び「システムの保守・維持・運用管理」について業務の委託の資格決定を受けるものとする（既に資格決定を受けている者を除く）。資格審査については、山口県会計管理局物品管理課のホームページを参照すること。